

役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人丹陽福社会（以下「この法人」という。）の定款の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員選任・解任委員とは、定款に基づき置かれる者をいう。
- (3) 役員等とは、役員、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する通勤のための交通費、出張に要する旅費（交通費及び宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の各評議員の報酬は、定款に定める金額のうち年度ごとに年間1万円とする。

- 2 この法人の各理事の報酬は、年度ごとに年間1万円とする。
- 3 この法人の各監事の報酬は、年度ごとに年間1万円とする。
- 4 この法人の各評議員選任・解任委員の報酬は、委員会開催年度ごとに年間1万円とする。

(費用の弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から速やかに支払うものとする。ただし、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

- 2 役員等が、法人業務のため出張する場合の旅費（交通費及び宿泊費）は、実費を支給する。
- 3 役員等が業務執行に必要な経費は、実費を支給する。

(報酬等の支給時期)

第6条 役員等の報酬等は、理事会、評議員会等の際に支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、現金で本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(適用除外)

第8条 事業の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成30年6月24日から施行する。